

(記入例1)

別紙1

農地中間管理事業により貸借する農用地等の附属物に係る確認書

1 附属物設置（撤去）農地

農地番号	農用地等の所在	面積 (㎡)	借受時の状況 (雑草、耕耘等の状況)	写真番号	返還時の条件
1	大津市びわこ町100番	1,000	ほ場内除草済み、秋耕起済み、畦畔除草未実施	a1	ビニールハウス周辺の除草必要
2	大津市びわこ町101番	2,000	ほ場内除草済み、秋耕起済み、畦畔除草未実施	a2	整地、除草必要
3	大津市びわこ町102番	3,000	ほ場内除草済み、秋耕起済み、畦畔除草未実施	a3	整地、除草必要

2 附属物の内容および返還時の条件

① 既存附属物を借用（撤去）する場合

農地番号	既存の附属物 (名称、台数、規模等)	設置 (撤去) 時期	借受時の状況			返還時の条件		
			破損等の有無	具体的な状況	写真番号	修繕の要否	復元の要否	具体的な方法
1	育苗ハウス、 6m×30m、1棟	H30.4	有	被覆資材劣化 骨組パイプ錆	b1 b2	不要	不要	破損なければ補修は不要

既存附属物ごとに、借受時の状況を現地で確認してください。
農地所有者と協議し、農地を返す場合の条件を決めてください。

② 新設する場合

農地番号	新設する附属物 (名称, 台数, 規模等)	設置時期	設置者	設置者の撤去義務の 要否	撤去時期	具体的な撤去方法 (設置者の具体的な対応)
2	ビニールハウス 6m×30m 4棟	R4.3	J Aびわこ	要	農地 返還 時	J Aびわこのリース期間中は撤去不要 (又は●●が移設)。リース償還済み で農地の貸借満了後は借受者が撤去。
3	オリーブ 100本	R4.3	借受者	要	農地 返還 時	借受者が伐採、伐根、整地

農地借受者が附属物等を新設した場合、返還時の撤去は設置者である農地借受者に義務があります。

農地借受者が事業参加者となり補助事業を活用して設置する場合、補助事業実施主体と協議し、撤去または移設の方法を決めてください。リース金償還後は、農地借受者が撤去するのが基本となります。

3 その他の取り決め

対象附属物または農用地等	内 容	備 考
育苗ハウス (既設)	当事者間で賃貸借契約を締結	賃貸借契約の写しは別添のとおり
ビニールハウス (J Aびわこ設置)	当事者間でリース契約を締結	リース契約書の写しは別添のとおり

契約書など、別の取り決めがあれば、写しを添付してください。

(記入例2 畦畔を撤去する場合)

別紙1

農地中間管理事業により貸借する農用地等の附属物に係る確認書

1 附属物設置（撤去）農地

農地番号	農用地等の所在	面積 (㎡)	借受時の状況 (雑草、耕耘等の状況)	写真番号	返還時の条件
1	大津市びわこ町100番	500	ほ場内除草済み、秋耕起済み、畦畔除草済み	a1	整地
2	大津市びわこ町101番	1,000	ほ場内除草済み、秋耕起済み、畦畔除草済み	a2	整地
3	大津市びわこ町102番	300	ほ場内除草済み、秋耕起済み、畦畔除草済み	a3	整地

2 附属物の内容および返還時の条件

① 既存附属物を借用（撤去）する場合

農地番号	既存の附属物 (名称、台数、規模等)	設置 (撤去) 時期	借受時の状況			返還時の条件		
			破損等の有無	具体的な状況	写真番号	修繕の要否	復元の要否	具体的な方法
1 2	農地番号1と2の間の土畦畔	R4.4	無		b1	—	不要	
2 3	農地番号2と3の間の土畦畔	R4.4	無		b2	—	不要	
3	農地番号3と北側隣接ほ場との間の土畦畔、幅90cm×高さ50cm	R4.4	無		b3	—	要	撤去した畦畔と同様の土畦畔を造成。造成した畦畔横は整地すること。

借受者が畦畔を撤去する場合、借受時に関する農地所有者と畦畔の位置・状況を確認し、農地を返す場合の復元の条件を決めてください。

農地中間管理事業により貸借する農用地等の附属物（農用地等に付合した物を含む。以下同じ）の内容や返還時または復元時の条件などについては、上記のとおりであることを確認しました。

また、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、附属物の原状回復に伴う紛争には関与せず、また附属物の復元の義務を負わないことについて確認しました。

(農地番号 1, 2, 3 の所有者)

令和 年 月 日

農地所有者 住 所

氏名または法人名
(代表者名)

印

連 絡 先

(農地番号 3 の北側隣接ほ場の所有者)

令和 年 月 日

農地所有者 住 所

氏名または法人名
(代表者名)

印

連 絡 先

令和 年 月 日

農地借受者 住 所

氏名または法人名
(代表者名)

印

連 絡 先